

## 水痘(水ぼうそう)予防接種のお知らせ Varicella(Chicken Pox)

(R7.4)

水痘(水ぼうそう)は水痘・带状疱疹ウイルスの直接接触、飛沫感染あるいは空気感染によって感染します。潜伏期間は通常13～17日で、発疹(最初は斑点状丘疹でその後水疱となる)が主症状でかゆみがあり、軽度の発熱を伴うこともあります。一般に軽症疾患ですが、免疫不全状態の場合は重症となり、脳炎を合併することがあります。

水痘ワクチンは重症化を予防する水痘・带状疱疹ウイルスを弱毒化して作った生ワクチンです。ただし、接種した者のうち、約20%は感染を受けると発病しますが、軽症で済むとされています。水痘患者に接触しても、3日以内にワクチンを接種すれば発症を予防できるとされています。

**今回送付した予診票2枚はすべて使用しますので、大切に保管をしておいてください。**

### 1 標準接種年齢

初回接種・・・生後12か月から15か月に至るまでの間(標準接種年齢)に1回接種

追加接種・・・初回接種終了後6か月から12か月に至るまで  
(最低3か月以上)の間隔において1回接種

【予防接種実施医療機関は、  
こちらからご確認ください】



### 2 法定接種年齢

法定接種年齢(法律に定められた予防接種を受けられる年齢)の間であれば、水痘ワクチンの定期予防接種を受けることができますが、なるべく標準接種年齢で受けてください。

水痘ワクチンの法定接種年齢・・・「1歳の誕生日の前日」から「3歳の誕生日の前日」まで

★既に水痘に罹ったことがある人は接種できません。

### 3 異なるワクチン同士の接種間隔

注射生ワクチン(BCG・MR・水痘・おたふくかぜ等)の接種後に他の注射生ワクチンを接種する場合、27日以上の間隔をあける必要があります。

※他の予防接種との同時接種や接種間隔については、医師にご相談ください。

### 4 予防接種を受ける場所

上記コードよりご確認ください。

※目黒区以外の22区の医療機関でも受けられる場合があります。直接、当該区又は医療機関にお問い合わせください。

### 5 予防接種の費用

同封の予防接種予診票を使用し、法定接種年齢(上記2)内に接種を受けたときは無料です。ただし、決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは予防接種法に基づかない任意接種として取り扱われ、有料になります。

### 6 予防接種の副反応について

主な副反応は、接種部位の発赤・腫脹(はれ)・発しん等の局所反応です。また、接種部位以外の副反応として発熱等が見られます。いずれも一過性で数日以内に軽快します。

また、稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状・じんましん・呼吸困難等)・带状疱疹を伴った無菌性髄膜炎が起こる可能性があります。

### 7 予防接種を受ける時のご注意

(1) お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。

(裏面もご確認ください。)

- (2) このお知らせを読んでから、水痘ワクチン接種予診票に記入してください。接種当日は、接種予診票の太枠線の中を漏れなく記入して、母子健康手帳と一緒に医療機関に持参してください。なお、体温については、医療機関で接種直前に測ってください。
- (3) 接種の際には、保護者のかたか、日頃からお子さんの健康状態をよく知っていて医師の質問に答えられるかたが付き添ってください。(保護者以外のかたが同伴する場合は、保護者からの委任状が必要です。下記12をご覧ください。)
- (4) 年度途中で使用するワクチン等が変更となる場合があります。最新の予防接種情報は目黒区公式ウェブサイトよりご確認ください。

## 8 予防接種を受けられないお子さん

- (1) 明らかに発熱しているお子さん(37.5℃以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- (3) 予防接種やそれに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことが明らかなお子さん
- (4) 4週間以内に注射生ワクチン(BCG・MR・おたふくかぜ等)の接種を受けたお子さん
- (5) その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断したお子さん

## 9 予防接種を受けた後は

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、お子さんの様子に変わりがないか特に注意してください。
- (2) 接種した当日は接種後1時間以上経てば、お子さんの状態を見て入浴させても差しつかえありません。ただし、注射した部位はこすらないでください。また、激しい運動は避けてください。
- (3) 接種後、注射した所が赤くなったり、しこりができたり、痛んだりすることがあります。このような場合には、安静を保ち、冷湿布してください。高熱、けいれん(ひきつけ)等の症状が起きた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

## 10 ワクチンの同時接種について

医師が特に必要と認めた場合は、同時に複数のワクチンを接種することができます。

## 11 予防接種による健康被害救済制度について

予防接種の副反応による健康被害(医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が残ること)は、極めて稀ですがなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。

予防接種法に基づく予防接種を受けたかたに健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、区により給付が行われます。救済制度の内容については下記のコードより目黒区公式ウェブサイトをご覧ください。

## 12 接種当日保護者以外のかたが同伴される場合について

諸事情により保護者が同伴できない場合は、委任状(区指定様式)を持参した代理人の同伴により接種することができます。接種当日、保護者のかたは、緊急連絡が取れるようにしておいてください。

委任状の用紙が必要な場合は、保健予防課予防接種係へご連絡いただくか、下記コードの目黒区公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。

委任状は予防接種の当日までに保護者本人が記載し、同伴者が医療機関に持参してください。医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、同伴者が予診票の保護者自署欄(同意欄)に、署名をすることになります。



【予防接種による健康被害救済制度】



【委任状(子どもの予防接種)】

<お問い合わせ>

【保健予防課予防接種係】

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

☎03-5722-7047